

米国トランプ政権の 関税政策の要旨

～相互関税、自動車・同部品、鉄鋼・アルミ、
カナダ・メキシコ・中国～

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課（北米班）

2025年5月14日

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください

1 | 相互関税の要旨

<いつから?>

- 米国東部時間**4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税**を課す（既存（4/5以前）の関税率+10%）。
- 米国東部時間**4月9日午前0時1分から、大統領令附属書I（Annex I）に列挙した57カ国・地域に対してはそのベースライン関税を、それぞれ設定した関税率まで引き上げる「相互関税」（日本は24%など）**を課す予定だったが、**トランプ大統領が4月10日以降、90日間（米東部7月9日午前0時1分まで）引き上げを停止と発表**。よって**一律10%のベースライン関税のみ継続**している状況（[米税関ガイダンス4月9日](#)）。
- **中国**には報復合戦を経て**4月10日以降、125%が課されていた**が両国協議を経て**5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、そのうち10%のみ適用**、残り24%の適用は90日間停止（[大統領令](#)）。

<いつまで?>

- 今回の関税措置は、大統領が貿易赤字およびその根底にある非相互的待遇がもたらす脅威が解決、または緩和されたと判断するまで有効。

<対象外品目は?>

- (1) 個人手荷物など合衆国法典第50編第1702条 (b) の対象品目、**(2) 1962年通商拡大法232条に基づき追加関税の対象となっている鉄鋼・アルミニウム製品、(3) 同条に基づき追加関税の対象となっている自動車・同部品、(4) 銅、医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品（Annex II参照）、(5) キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシの原産品、(6) 将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目、(7) 4月5日に遡及して**スマホ**を対象外に追加（[ビジネス短信](#)）**

<カナダとメキシコは?>

- **カナダおよびメキシコに対しては**、不法移民やフェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税を課しているため、**相互関税は適用されない**。つまり、3月4日以降課されているIEEPAに基づく関税措置が継続される。
- IEEPAによる関税措置では、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則（ROO）を満たす製品は関税なし**となるが、**ROOを満たさない場合は25%の追加関税**が課される。ただし、このIEEPAに基づく措置が終了した場合、ROOを満たさない両国原産品には12%の相互関税が課される（ROOを満たす製品には、引き続き関税は賦課されない）。

2 | 相互関税の対象は約60カ国・地域に

5月8日時点で米政府から公式に発表されている57カ国・地域に対する関税率

- ・ これら引き上げ後の相互関税率の適用は米東部7月9日午前0時1分まで停止。一律10%のベースライン関税は継続中。
- ・ 中国は2国間協議を経て5月14日から34%に引き下げつつ、うち10%のみ適用。残り24%は90日間停止。

国・地域	相互関税率
アルジェリア	30%
アンゴラ	32%
バングラデシュ	37%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	35%
ボツワナ	37%
ブルネイ	24%
カンボジア	49%
カメルーン	11%
チャド	13%
中国	125→34%
コートジボワール	21%
コンゴ民主共和国	11%
赤道ギニア	13%
欧州連合 (EU)	20%
フォークランド諸島	41%
フィジー	32%
ガイアナ	38%
インド	26%
インドネシア	32%

国・地域	相互関税率
イラク	39%
イスラエル	17%
日本	24%
ヨルダン	20%
カザフスタン	27%
ラオス	48%
レソト	50%
リビア	31%
リヒテンシュタイン	37%
マダガスカル	47%
マラウイ	17%
マレーシア	24%
モーリシャス	40%
モルドバ	31%
モザンビーク	16%
ミャンマー	44%
ナミビア	21%
ナウル	30%
ニカラグア	18%

国・地域	相互関税率
ナイジェリア	14%
北マケドニア共和国	33%
ノルウェー	15%
パキスタン	29%
フィリピン	17%
セルビア	37%
南アフリカ共和国	30%
韓国	25%
スリランカ	44%
スイス	31%
シリア	41%
台湾	32%
タイ	36%
チュニジア	28%
バヌアツ共和国	22%
ベネズエラ	15%
ベトナム	46%
ザンビア	17%
ジンバブエ	18%

3 | 自動車・自動車部品関税の要旨

<自動車・同部品両方>

- 自動車・同部品に対する追加関税に関しては、**ドナルド・トランプ大統領が4月29日、関税の軽減措置と他の追加関税との累積停止を発表**している。
- 5月1日には米国税関・国境警備局（CBP）が**累積停止措置に関する輸入者向けのガイダンス**も発表し、同措置に基づいて関税還付を申請するための手続きを5月16日までに官報で公示すると通知した。CBPは還付を希望する輸入者に対し、官報公示後に申請を行うよう指示している。
- また、**自動車部品の輸入に対して、関税を相殺する制度**を設けた。自動車メーカーは4月3日～2026年4月30日に米国で組み立てられた自動車の希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%に相当する輸入調整相殺額を、2026年5月1日～2027年4月30日はMSRPの合計額の2.5%を申請できる。

<自動車>

- 米国東部時間**2025年4月3日午前0時1分以降**に通関する、**乗用車〔セダン、多目的スポーツ車（SUV）、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラック**に対して、**25%の追加関税**が課される。
- 対象品目のHTSコードは官報附属書I（Annex I）の（b）を参照。ただし、対象品目のうち、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の自動車原産地規則（ROO）を満たす車両については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税が課される**。CBPは4月2日、自動車の米国輸入に対する232条関税について、**輸入業者向けのガイダンス**を発表している。関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている。

<自動車部品>

- 米国東部時間**2025年5月3日午前0時1分以降**に通関する、**エンジン・エンジン部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など**に対して**25%の追加関税**が賦課される。対象品目のHTSコードは官報附属書Iの（g）を参照。
- ただし、対象品目のうち、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の自動車原産地規則（ROO）を満たす部品については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税を適用するプロセスが確立された**と**商務長官が発表するまで、当面は追加関税の対象外**。
- CBPは5月1日、自動車部品の米国輸入に対する232条関税について、**輸入業者向けのガイダンス**を発表している。関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている。

4 | 鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく**鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置を拡大**などする大統領布告を発表。
- 2月18日付の官報で、新たに追加関税の対象となる品目のHTSコードが明らかに。それらへの追加関税は**3月12日に発動**。ただし、**自動車・同部品関税の対象品目に鉄鋼・アルミ関税は課されない**。

2025年3月12日以前の状況

2018年3月（第1次トランプ政権）

鉄鋼製品に25%の追加関税
アルミ製品に10%の追加関税

2020年1月（第1次トランプ政権）

特定の鉄鋼・アルミ派生品も対象に追加
鉄鋼派生品は25%、アルミ派生品は10%の追加関税

例外措置

<国・地域別の適用除外制度>

- 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
- アルミの数量割当：アルゼンチン
- 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
- 鉄鋼の関税割当：日本

<申請者別の適用除外制度>

<製品別の適用除外制度>

2025年3月12日以降の変更点

鉄鋼製品に25%の追加関税
アルミ製品に**25%**の追加関税

鉄鋼製品とアルミ製品の**派生品を追加**
※発動日は2025年3月12日

- 2025年3月12日以降、**全廃**
- ただし、申請者別の適用除外制度は布告発表日の2025年2月10日に即日廃止となったが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

232条関税の対象製品を追加する新プロセスを創設
→2025年4月30日に導入。年に3回、産業界から追加
要請を受け付け（[官報](#)）

5 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ製品のHTSコード

- 下記の品目（一部除く）については**3月12日以降、例外なく25%の追加関税**が課されている。
- ただし、申請者別の適用除外の承認を既に受けている分については、有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効。

232条鉄鋼・アルミ関税の包括的対象リスト

対象	ガイダンス	包括的な対象リスト	概要
鉄鋼	CSMS#64384423	2018年3月以降の包括リスト	米税関（CBP）は実務者向けに「Cargo Systems Messaging Service（CSMS）」で通関手続きの詳細や対象品目のHTSコードなどを通知。 全体像の表 も参照。
アルミ	CSMS#64384496 CSMS#64639013	2018年3月以降の包括リスト	

発動時期ごとの対象リスト

対象製品	根拠文書	HTSコード
2018年3月発表の鉄鋼製品	大統領布告9705	7206.10～7216.50、7216.99～7301.10、7302.10、7302.40～7302.90、7304.10～7306.90
2018年3月発表のアルミ製品	大統領布告9704	7601、7604～7609、7616.99.5160、7616.99.5170
2020年1月発表の鉄鋼派生品	大統領布告9980	7317.00.30、7317.00.5503、7317.00.5505、7317.00.5507、7317.00.5560、7317.00.5580、7317.00.6560、8708.10.30、8708.29.21
2020年1月発表のアルミ派生品	大統領布告9980	7614.10.50、7614.90.20、7614.90.40、7614.90.50、8708.10.30、8708.29.21

6 | 232条で個別品目の輸入に関する調査を相次ぎ開始

- トランプ政権は銅、木材、半導体、医薬品、重要鉱物、中・大型トラック、民間航空機・同部品に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。
- ラトニック商務長官は4月13日、半導体分野への関税発動は1～2カ月以内との可能性を示唆。

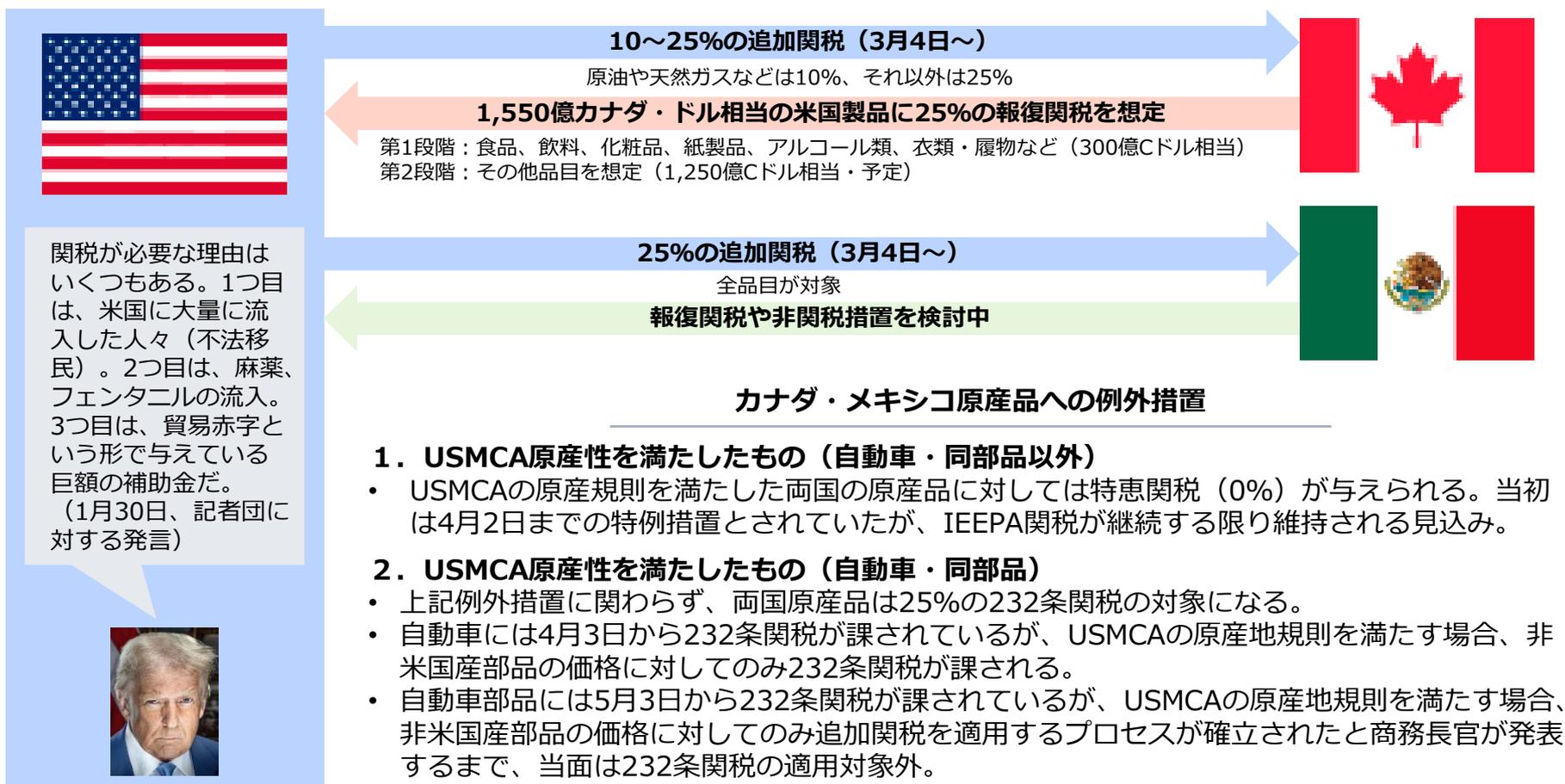
対象品目	調査開始時期	調査対象のスコープ
銅	2025年3月	銅鉱石、銅精鉱、精製銅、銅合金、銅スクラップ、銅派生品を含むあらゆる形態の銅
木材	2025年3月	木材、製材、それらの派生品
半導体	2025年4月	サブストレート、加工前のウエハー、レガシー半導体、先端半導体、マイクロエレクトロニクス製品、半導体製造装置の部材、エレクトロニクス分野のサプライチェーンを構成する半導体を搭載する派生品を含む半導体、半導体製造装置およびそれら派生品
医薬品	2025年4月	ジェネリック医薬品および非ジェネリック医薬品の完成品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む医薬品、医薬成分およびその派生品
重要鉱物	2025年4月	重要鉱物、レアアース、重要鉱物の加工品、派生品〔半製品（半導体ウエハー等）、最終製品（永久磁石、モーター、電気自動車等）を含む〕
中・大型トラック	2025年4月	<ul style="list-style-type: none">・ 中型トラック：車両総重量が1万ポンド（約4.5トン）以上、2万6,001ポンド（約11.8トン）未満のトラック・ 大型トラック：車両総重量が2万6,001ポンド（約11.8トン）以上のトラック・ 中型・大型トラック部品：エンジン・エンジン部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など中型・大型トラック部品およびシステム
民間航空機・同部品	2025年5月	民間航空機・ジェットエンジンおよびそれら部品

(注) 2025年5月14日時点、調査対象のスコープは関税分類番号（HSコード）では示されていない。

(出所) 米国政府公開資料（[銅](#)、[木材](#)、[半導体](#)、[医薬品](#)、[重要鉱物](#)、[中・大型トラック](#)、[民間航空機・同部品](#)）

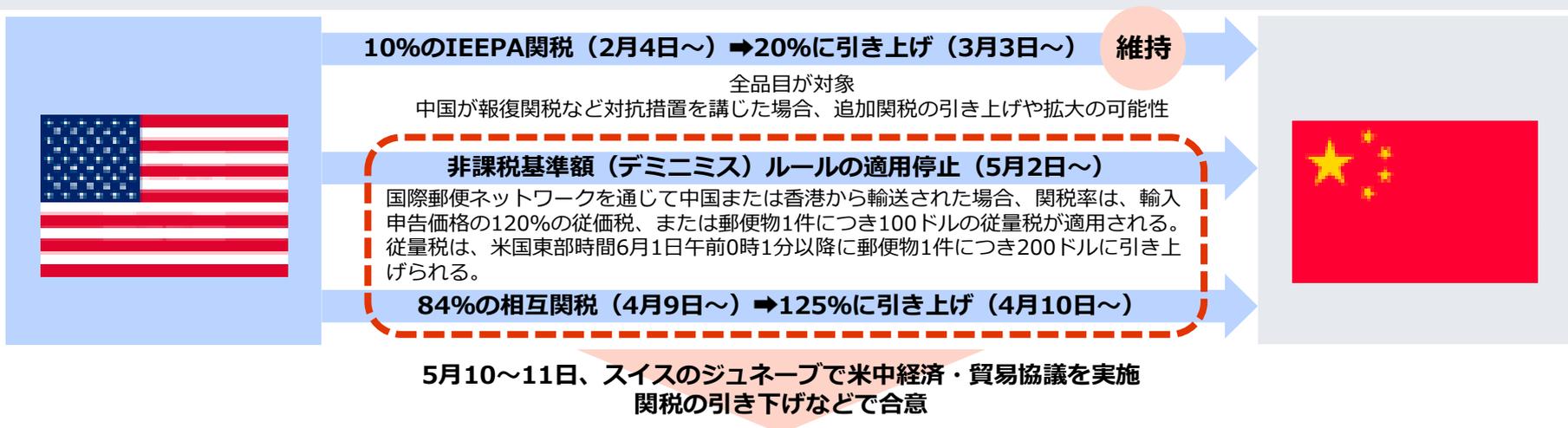
7 | カナダ・メキシコにも追加関税発動

- トランプ大統領は2月1日、不法移民と違法麻薬対策の不備を理由に、カナダ、メキシコ、中国産の全輸入品に対する追加関税を発表。国際緊急経済権限法 (IEEPA) が根拠法に。
- カナダ、メキシコへの追加関税は1カ月 (3月4日まで) 延期したが、結局発動。その代わりに、相互関税は両国原産品には課されない。



8 | 中国にも追加関税発動

- 中国にもフェンタニルの流入を理由に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて、**2月4日から10%の追加関税を適用、3月3日に20%に引き上げ**。
- 中国原産品には125%の相互関税と合わせて計145%の追加関税を課していたが、**スイスでの米中経済・貿易協議を受け、5月14日から計30%に引き下げ**。



米国の対応

1. 相互関税率を5月14日から当初の34%に戻す。そのうち**24%の上乗せ税率を90日間停止し、ベースライン関税の10%のみを適用**。ただし、1974年通商法301条に基づく追加関税や、IEEPA関税、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品や自動車・同部品に対する追加関税などは維持。
2. 国際郵便ネットワークを通じて輸入される**少額貨物に対する従価税率を5月14日から54%に引き下げ**。6月1日に実施予定だった**従量税率の200ドルへの引き上げを当面停止**。
3. 中国と**経済・貿易協議を継続するためのメカニズムを設立**。米国側代表はベッセント財務長官とグリア米国通商代表部（USTR）代表が務める。

中国の対応

1. 中国政府は**125%まで引き上げた追加関税のうち91%分を取り消す**と発表した。さらに、4月10日から賦課した追加関税34%のうち、**24%は90日間の暫定停止とし、10%を維持**すると発表した。
2. また、**2025年4月2日以降に発動された、米国に対する非関税対抗措置を停止または取り消す**としているものの、その対象となる具体的な措置は発表されていない。
3. また、引き続き中国側トップを何立峰副首相、米国側トップをスコット・ベッセント財務長官とジェミソン・グリアUSTR代表とし、経済貿易分野について緊密な意思疎通を維持し、協議をさらに展開することで一致した。

9 | トランプ政権の関税政策の全容

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス 短信	
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・ 既存の関税率に10%を上乗せ	2月3日	
		3月3日	・ 上乗せ関税率を20%に引き上げ	3月4日	
	カナダ、メキシコの 原産品	3月4日	・ 全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）	3月4日	
		3月7日	・ 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす製品は追加関税の適用除外対象 ※但し、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日	
	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	4月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ ・ 第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ→4月10日以降、引き上げ税率の適用は90日間（米東部7月9日午前0時1分まで）停止 ・ 中国には報復合戦を経て4月10日以降、125%が課されていたが協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、そのうち10%のみ適用、残り24%の適用は90日間停止 ※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外	4月3日	
		4月9日		4月8日	
		4月10日		4月8日	
		5月14日		4月9日	
					5月13日
	ベネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品	4月2日	・ ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に対し、既存の関税率に25%を上乗せ。発動は国務長官の裁量となっている	3月25日	
1962年 通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ ・ 適用除外を撤廃、対象品目を追加 ※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない。	2月17日	
		4月4日	・ アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加（缶ビールはアルミ缶の価格のみに関税を課す）	3月12日 3月17日	
	自動車・同部品	4月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ・ 部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追加関税が課される。但し、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除。	4月3日	
		5月3日			
		4月29日	・ 一部の追加関税の累積の停止、自動車部品に対する追加関税に相殺制度を設ける	4月7日	
	銅、木材	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月30日	
	半導体、医薬品	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	3月14日	
	重要鉱物	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月15日	
	中・大型トラック	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月16日	
	民間航空機・同部品	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月24日 5月12日	

(注) 2025年5月14日時点

(出所) 米国政府公開資料

参考リンク集

- [米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について](#)
→無料でのご相談に対応致します
- [第2次トランプ政権の動向 | 米国 - 北米 - 国・地域別に見る - ジェトロ](#)
→米国発のみでなく、各国の反応の短信記事も掲載
- [特集：米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を取り巻く環境 | 国・地域別に見る - ジェトロ](#)
→北米3カ国間の貿易投資情報や、自動車サプライチェーンに関する基礎情報も掲載
- [World Tariff](#)
→日本国内居住者であればジェトロ経由で無料で利用可能。タイムラグはあるが、追加関税も反映された関税率の検索が可能。
- [米国ホワイトハウス](#)
→米国政府発の公式な発表
- [米国通商代表部（USTR）対中301条対象品目検索データベース](#)
→HTSコード8桁で、対象かどうか、対象である場合の追加関税率が検索可能
- [米国国際貿易委員会（USITC）関税率検索データベース](#)
→HTSコードや品目名で米国の関税率が検索可能

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料
メールマガジン
『North American
News Briefs』

毎日配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/northamericannewsbriefs.html>

■ ご注意

本資料は情報提供を目的に2025年5月14日時点の情報を基に作成したものです。ジェトロは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はおお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください